

地域部活動推進事業概要設計書

令和3年8月

事業名：地域運動部活動推進事業

(令和3年度 スポーツ庁委託事業)

NPO法人萩原スポーツクラブ

【目次】

はじめに

1. 萩原SCによる部活動連携の検証（実践研究Ⅰ）

- 1. 1 部活動連携内容
- 1. 2 部活動連携評価
- 1. 3 部活動連携の問題点
- 1. 4 実践研究Ⅰの成果

2. 岐阜県内の部活動連携事例調査・分析（実践研究Ⅱ）

- 2. 1 事例調査クラブ概要
- 2. 2 事業比較・分析
- 2. 3 実践研究Ⅱの成果

3. 中学生のスポーツ育成

- 3. 1 地域スポーツについて
- 3. 2 中学校運動部活動について

4. 中学校運動部活動改革

- 4. 1 部活動の運用改善策
- 4. 2 地域連携による改革

今後の予定について

上記の実践研究の成果を踏まえ、「萩原スポーツクラブにおける地域部活動」について具体的な施策案を作成することになります。

地域部活動は、萩原スポーツクラブが目標としている地域スポーツの普及や地域の活性化につながる活動であり、学校と地域の協働事業の柱として捉え、みんなで育てる活動をめざします。

はじめに

今回の地域運動部活動推進事業は、中学校運動部活動改革を実施するための実践研究を行う取り組みです。この事業を円滑に進めるためには、関係者の理解と共通認識を高めることが重要となります。

最初の地域部活動推進会議では、本事業について、すべての関係者の方の理解を高めることを最優先課題として、地域運動部活動推進の概要について説明をさせていただきます。同時に、この事業の推進は、中学校部活動改革に繋がる事業となります。

事業名 : 地域運動部活動推進事業

発注者：スポーツ庁 政策課学校体育室 運動部活動推進係
全国47都道府県及び指定都市の教育委員会に委託する

受託者：

- ・委託先 岐阜県教育委員会 体育健康課
岐阜県内にて、市部と町村部で拠点校を選定し再委託
3ヶ所に再委託を行った

- ・再委託先 市部 羽島市 羽島市教育委員会 学校教育課
町村部 下呂市 下呂市教育委員会 学校教育課
追加 安八町 安八町教育委員会 学校教育課

- ・再々委託先 羽島市 無し(学校教育課が実施) 拠点校 竹鼻中
下呂市 NPO法人萩原スポーツクラブ 萩原南中
安八町 (特非)NPO総合体操クラブ 登龍中・東安中

この事業の要点事項として、行政機関における担当部署に注目してください。これまで、総合型クラブの事業に関わってきた社会体育管轄ではなく学校教育管轄の事業として実施します。

社会体育に関わる部署は次のようになります。

- 岐阜県 清流の国推進部 地域スポーツ課
- 下呂市 市長公室 市民活動推進課
- 羽島市 羽島市教育委員会 スポーツ推進課

地域部活動推進事業の実行には、岐阜県及び市町村の学校教育及び社会教育の担当部署と、総合型クラブが連携を密にして、地域スポーツの現状把握や課題解決を考えることが重要です。

下呂市においては、下呂市スポーツ協会にて改革案となっている地域スポーツ部門の創設・育成とも大きく関連する課題となるものと考えます。

事業目的

本事業の目的については、事業委託要項の趣旨として次の記述があります。

令和2年9月に公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において改革の第一歩として、休日の部活動を令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域スポーツ活動に移行することとしている

主要テーマ： 中学校運動部活動改革

- 特徴
- ・部活動は学校内の活動であるが、今回は地域との連携を前提とした改革とする
 - ・全国统一方式ではなく、学校や地域単位で各々の事情に合わせた改革を行う
 - ・令和3年度から準備し、令和5年度からの随時実施とする

主要目的： この事業の関係部署(発注者や各委託先)により主たる目的に相違がある

- スポーツ庁 学校の働き方改革の一環として、教員の超過勤務の削減を図る
具体策として、休日の部活動を地域の活動に移行する(地域部活動化)
- 岐阜県 スポーツ庁の委託を受けて再委託先を選定
「休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究」
- 下呂市 少子化により起こる部活動の存続問題への対応を図る
部活動を学校単位から地域単位に切り換え、地域との連携を行う
- 萩原SC 地域の小中学生の(主にスポーツ)育成と、地域の活性化を図る
現在実施している部活動連携の見直し改善を行う

上記のように、主要な事業目的は各組織により相違がありますが、連携により目的とする効果は各組織にて期待することはできます。

萩原SC(総合型クラブ)は、これまで社会体育分野の活動として部活動連携に取り組んできました。スポーツ振興基本計画(H13～)に始まり、スポーツ振興計画(H24～)、第2期スポーツ振興計画(H29～)、最近では運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(H30)を基に活動方針などを改善してきました。

これらの活動は、中学校(学校教育)からは、部活動の支援団体の活動として位置づけされていたと考えます。今回の学校の働き方改革を踏まえた改革は、中学校(学校教育部署)から地域に向けた連携提案です。加えて、下呂市は、学校単位ではなく地域単位での連携をめざす方針となっています。小坂中、萩原北中、萩原南中を北部地域とし、その連携先として萩原SCが担当することになります。

これにより、中学校と地域の連携形態は大きく変動することになり、このことをすべての関係者に説明し共通認識とすることが求められます。また、萩原SCの役割について、指導者はじめクラブ関係者に正しく理解してもらう必要があります。

1. 萩原SCによる部活動連携の検証（実践研究Ⅰ）

今回の地域運動部活動推進事業の特徴として、又、前提条件として、「地域との連携」が上げられます。連携先の地域団体として、萩原SCが委託先として選ばれたこととなります。

それを踏まえて、事業概要を整理して主要項目を絞って表現すると次のようになります。

項目	内容
事業目的	中学校運動部活動改革
達成手法	中学校と地域が連携して問題解決を図る
具体策	休日の部活動を地域の活動に移行する（地域部活動の創設）
目標効果	学校の働き方改革の推進 顧問の時間外勤務の削減など
特記事項	学校教育側からの提案（担当：学校教育課）

萩原SCは、平成15年の設立当初から中学校部活動とは連携して活動することを前提に事業を行ってきました。部活動の支援や補助をすることが主目的ではありませんが、今回目標としている効果を得られる活動となっています。これまで17年以上に渡り実施して来た連携活動は、今回の実践研究で行うのと同様の項目があります。それは、既に実践データが存在しているとも言えると考えます。

そこで、これまで実施してきた部活動連携の実績を、実践研究の一つと捉え報告としてまとめます。

1. 1 部活動連携内容

萩原SCが行っている中学生世代における連携活動は、次の3つの事業になります。

(1) スクール … クラブ設立時(H15.05)から実施している

- 活動概要：1年を通して、定期的に複数のスポーツプログラムを提供する
 - ・バレーボール、バスケットボール、ソフトテニスなど9種目でスタート
 - ・平日夜間 18:30～21:00の時間帯で1.5～2時間 各種目週1～3回
 - ・休日昼間のスクール設定は無い（部活動 or クラブのサークルとして活動）
 - ・体育施設の確保、施設使用料やスクールに必要な用品・消耗品はクラブにて提供
- 参加者：参加者は、クラブ会員登録を行う 萩原南・北中の約70%が登録
 - ・年会費 5,000円 +スポーツ安全保険 800円
 - ・所属中学校や所属部活動に関係なく、誰でも自由にすべてのプログラムに参加できる
- 指導者：指導者は、クラブにて確保し配置する(小中学生スクールには指導者は必須)
 - ・指導者の役割は、スクール指導に加え、スクール運営も指導者に任せる
 - ・指導者もクラブ会員として登録する（指導者の前にクラブ会員としての活動を推奨）
 - ・部活動の外部指導者とクラブ指導者の兼任者は多数いる
 - ・教員(顧問)もクラブ指導者として指導に携わることを奨励している
 - ・指導者謝礼は実費弁償程度(年会費と相殺となり、実質は無償ボランティア)

(2) サークル

○サークルとは : クラブ会員で構成するチーム

- ・中学生世代は、部活動がある種目は、部活動と同じメンバーのサークルを許容している
- ・クラブには部活動に無い種目や所属中学校には無い種目のサークルもある
- ・クラブ会員であれば、原則誰でもサークルに登録し活動できる

○活動概要 : クラブに事業申請書を提出し許可を得て活動を行う

- ・活動は、主に休日となる (平日夜間にスクールと同様に定期プログラム化も可能)
- ・部活動で活動できるのであれば部活動を優先している
部活動は施設使用料免除などの優遇があるため
- ・顧問不在などのため部活動で活動ができないとき、クラブの活動として行う
- ・スポーツ安全保険適用、施設利用料減免、クラブ用具・用品貸出などあり
- ・サークル主催イベント(交流大会など)に、クラブより助成金などの助成あり

○指導者 : クラブ指導者が運営・指導を行う

- ・部活動と連係して部稼働ガイドラインを尊重して運営・指導を行う
- ・クラブ指導者と外部指導者の兼任者は、違いを理解して指導するように留意している

(3) 指導者養成

○指導者の確保・育成は、クラブにて行う

- ・スクール部会 : 各種目の指導者代表による会議を行い運営・指導に関する協議を行う
- ・種目ミーティング : 各種目の指導者全員による話し合い 全年代の指導者参加
- ・指導者研修会 : クラブ事業(スクール、サークル)における指導方針や役割の研修
- ・部活動連携 : 外部指導者の兼任者は、部活動育成会会長会などで会合あり
部活動育成会会長会会議においてクラブ事業の説明

○指導者謝金 : 活動の対価としての謝金は支払っていない

- ・指導回数により交通費相当分として謝礼をしている (30回以上で上限10,000円など)

これらの連携活動は、総合型クラブの理念に基づいて萩原S Cにて制定した活動形態です。設立時に中学校関係者は制度設計に参画していません。クラブ設立後、最初の数年間には、部活動指導者(顧問・外部指導者)とクラブ指導者との合同研修会や、保護者組織である育成会代表とクラブ指導者の意見交換会などをクラブ主催にて行っています。しかし、これらの会合は実施されなくなりました。

クラブと中学校の公式な接点は、中学校にて開催される育成会会長会に要請されて、萩原S Cについての説明(10分程度)する機会があるのみとなっています。種目毎の顧問や指導者間で個別の話し合いは盛んに行っていますが、中学校とクラブという組織間の公式的な連携は希薄な状況となっています。

1. 2 部活動連携実績評価

萩原SCの部活動連携を次の基準にて、自己評価したいと思います。

【評価基準】「地域部活動(休日の部活動を地域の活動に移行する)として活用できるか？」

- ①部活動の基本的な活動の地域移行は、現在行っている萩原SCの事業(スクール、サークル、指導者養成)にてできると考えます。
- ②指導者謝金の財源確保は、支給額にもよりますが課題となります。
- ③部活動及びクラブの活動の指導目的や方針が明確化されていません。
- ④顧問、保護者、地域の指導者など関係者の意思統一を図れるかが問題解決の鍵です。
- ⑤部活動連携改善策は何回か行ってきましたが、関係者の理解不足などで意思統一が図れずに改善策が進まない状況が続いています。

※部活動連携の推進には、関係者みんなの意識改革と意思統一が求められます

1. 3 部活動連携の問題点

これまでの部活動連携の活動実績を振り返り、主要な問題点を3つ記述します。

(1) 部活動連携に関する関係者の認識の不一致

関係者として、保護者、顧問、指導者について各々の勘違いや理解不足を下記します。

○保護者の勘違い

- ・クラブは、部活動を支援・補助する組織と思っている人が多い
夜間の活動を夜練や夜部活と呼び、部活動の延長練習と捉えている
- ・クラブの活動は、学校から依頼(委託)されて指導していると思っている人も多い
外部指導者とクラブ指導者を兼務している人が多いことも要因
- ・休日は、部活動とクラブの活動の両方があることを正しく理解していない
すべて部活動と思っている保護者は多い

○教員(顧問)の勘違い

- ・クラブ運営に、保護者が関わっていると思っている教員がいる
県内にある保護者クラブ、保護者組織と混同している
- ・クラブは部活動の練習を補助していると思っている教員がいる
クラブは所属中学校・部活動を問わないで、誰でも自由参加が理解されていない
クラブ指導者が外部指導者を兼務している人が多いことも要因

○指導者の勘違い

- ・部活動とクラブの活動の違いが曖昧な指導者がいる
外部指導者と兼任者が多数いる 研修や指導者間の引継ぎに不備
- ・サークル（クラブ内チーム）の指導が指導者の役割と思っている指導者がいる
総合型クラブの理念は クラブへの帰属意識 > チームへの帰属意識

(2) 指導方法・方針に関する関係者の認識の不一致と理解不足

地域の指導者における指導に関する認識は、指導者自身の部活動経験や競技者時代をベースとしている人が多数となっています。また、それらの経験は、時代によって指導技法や制度などが異なっている場合があり、指導に対する認識が一致していないことがあります。

部活動には、人格形成や生徒指導などの教育的要素が目的に含まれています。スポーツは、本来、「自主的自発的に参加する」ものであり、それを改めて表現する必要はないと思いますが、部活動には、そのことを表現する理由があります。かつて部活動（クラブ活動）は教育課程内活動の時代がありました。生徒は全員加入で、強制的なものでした。顧問は業務として指導する義務があり、生徒は指導を受ける権利がありました。特別活動となってからも学校時間内は業務であることに変わりはありません。

保護者の多くは、夜間や休日の活動も業務（課程内活動）と誤認しているため、クラブが「夜間の活動はクラブの活動であって部活動ではない」と何度説明しても、「夜連」「夜部活」と呼んで、中学校が主催しているものと捉えています。

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、休日の指導を「教師の献身的な勤務」と表現していますが、それを理解している保護者や地域住民は少数だと思います。そのため、保護者は、指導を受けることは権利であり、様々な意見や要望をします。

体罰やバーンアウトなどは自主的自発的な参加からは発生するとは思えません。通常のスポーツ指導であればプレイヤーズファーストは当たり前のことです。指導者の資質などに関する問題は、教員や指導者の資格の有無には関係の無いところにあると思います。

(3) 関係者の交代により問題の引継ぎが困難

萩原SCは、部活動連携をクラブ側から働き掛ける形で行ってきました。部活動に加入している生徒の80%程度がクラブ会員登録してクラブの活動にも参加しています。地域の指導者にて運営・指導を実施して、1年を通して定期的な活動を行っています。外部指導者の委嘱を受けているクラブ指導者も多数います。部活動連携らしきことを実行していることになっていると思います。しかし、満足はしていません。色々な問題があり改善を図っていますが、中々改善が進みません。問題解決を阻害する要因として次の課題があります。

- ①保護者は毎年交代し、問題を引き継ぐ仕組みは無い
- ②中学校には人事異動があり、課題解決策を継続して実行することが難しい
- ③保護者組織(家庭)と地域の違いが正しく理解されていない

1. 4 実践研究 I の成果

萩原 S C の部活動連携の実績を実践研究の成果として捉え、地域部活動推進への提案をまとめます。

「1. 3 部活動連携の問題点」にて部活動連携の難しさの原因を記述しました。部活動に関する認識が関係者(保護者、顧問、指導者など)により大きく違っていることは判っています。これまで、部活動に対する共通認識や意思統一を図るための方策に取り組んできました。そのための改善案を作成しスクール部会などにて協議してきました。指導者研修会も行いました。しかし、ボランティアで活動している指導者に、部活動の問題や部活動連携問題を説明し理解してもらうための時間を設けることは無理がありました。

保護者には、中学校が主催する部活動育成会長会にて、クラブについて説明する機会をもらっていますが、クラブには保護者が参加する会議等はありません。それに、育成会長会は、各部活動の代表者の会議であり、すべての保護者に説明する場ではありません。この状況では、保護者の理解を得ることは不可能です。そのためクラブが提案する部活動連携に関する理解が進まず、受入れも不十分な状態で、行き詰っていました。

今回、下呂市は、下呂市の方針として「休日の部活動は地域に移行する」を決定事項として、既に中学校と保護者には周知されています。これにより、これまで萩原 S C にて部活動連携の課題が一つ解決できることになりました。休日の活動は、萩原 S C が運営・指導することが明確になり、クラブが関係者を招集して会議等を開催することができます。直ぐには納得できない指導者や保護者があると思いますが、受け入れられないという問題は解決しました。

萩原 S C は部活動連携の改善策として、部活動関係者の各々が自分の体験からイメージする部活動の違いを一致させ共通認識することを改善策の第一歩として取り組んできました。しかし、今回その課題は解決したとも考えます。

今回の委託事業を開始したことで明確になったことを成果として捉え下記します。

- ①下呂市は、休日の部活動を地域に移行する
- ②学校単位ではなく地域単位での移行を進める
- ③地域部活動は総合型クラブが担当する 下呂市北部は萩原 S C

上記の項目が部活動関係者の共通認識、意思統一されたこととして、今後の部活動連携推進事業を実行します。

2. 岐阜県内の部活動連携事例調査(実践研究Ⅱ)

岐阜県内には、部活動連携に取り組んでいる地域組織・団体は存在します。それらの団体の活動事例を調査し、本事業の参考とすることにします。

2. 1 事例調査クラブ概要

次の団体について、担当者と対談にて事例調査を行いました。

羽島市 【羽】	<p>はしまなごみスポーツクラブ</p> <p>R2年度 教育委員会学校教育課にて連携事業を企画設計し、準備作業 地域部活動の指針・規約などをまとめた「活動ハンドブック」を作成</p> <p>R3年度 教育委員会より委託されて、はしまなごみSCが地域部活動を開始 今回の地域部活動推進事業の実践研究を実施している</p> <p>指導者謝金は、1回1,000円を予定</p> <p>拠点校は竹鼻中</p>
中津川市 付知町 【付】	<p>認定NPO法人つけちスポーツクラブ</p> <p>H17年 部活動連携を主目的に総合型クラブとして設立</p> <p>休日の活動は全てジュニアスポーツクラブにて実施している</p> <p>中学校に育成会は無 い 各ジュニアスポーツクラブにて運営</p> <p>教員もクラブ指導者登録して指導(任意参加)に携わることには出来る</p> <p>指導者謝金は無 い 指導回数に応じて各ジュニアスポーツクラブに助成金</p> <p>拠点校は付知中</p>
多治見市 【多】	<p>多治見市内全中学校 学校単位でジュニアクラブを設置</p> <p>H12年 教育委員会が「ジュニア期のスポーツ活動」ガイドラインを作成</p> <p>教育委員会がガイドラインに従って運営管理業務を実施</p> <p>各ジュニアクラブの運営は、育成会(保護者組織)にて行う</p> <p>部活動は原則全員加入、ジュニアクラブは任意加入</p> <p>市内全中学校にて活動している</p> <p>こいずみSCは小泉中のジュニアクラブの統一組織(保護者クラブ)</p> <p>小泉中以外は、統一組織は無 い</p> <p>指導者謝金は各ジュニアクラブにて設定 1回1,000円程度が標準的</p>
下呂市 萩原町 【萩】	<p>NPO法人萩原スポーツクラブ</p> <p>H15年 総合型クラブ設立</p> <p>部活動とは連携を前提に活動する方針で事業実施</p> <p>部活動支援が目的ではなく、部活動に無 い種目の活動も行っている</p> <p>指導者謝金は実費弁償程度</p> <p>萩原SCの対象地域は萩原南中、萩原北中であるが、それ以外からの参加も可能</p> <p>所属中学校、所属部活動に関係なく誰でもすべてのメニューに参加できる</p>

2. 2 事例比較・分析

事例調査した団体の連携活動内容を比較・分析を行い、部活動連携事業の推進に活用できる項目などを抽出したいと思います。

今回の調査において、事業に関連する項目の表現や用語が統一されていないと感じました。事業評価と同時に、関係者相互の意思疎通が図れるように関連用語の整理・統一も行います。

項目	内容
部活動	本書では、中学校運動部活動の個別の1チームを「部活動」とする 学校部活動の活動 学校就業時間内の活動
ジュニアクラブ	学校部活動の部活動と対となる地域部活動のチーム 地域により呼称が違うが、本書ではジュニアクラブに統一 【多】 ジュニアクラブ 【羽】 中学生クラブ 【付】 ジュニアスポーツクラブ 【萩】 サークル (会員で構成するチーム) 主目的により2タイプあり ①部活動の補助・支援が目的のクラブ 【多】【羽】 ②地域の中学生のスポーツ活動が目的のクラブ 【付】【萩】
総合型クラブ	総合型地域スポーツクラブの略称として、本書では総合型クラブを使用 はしまなごみSC、つけちSC、萩原SCは総合型クラブ
保護者クラブ	部活動の補助・支援を目的とする組織 中学校内のジュニアクラブを統合して一つにまとめたクラブ 【多】 こいずみSCは保護者クラブ 岐阜県内には保護者クラブは他にもある。 保護者クラブから総合型クラブに進化したクラブもある。 つけちSCはその成功事例
育成会	保護者で組織する団体 名称は育成会や保護者会などあり 部活動育成会：学校部活動の支援組織 クラブ育成会：地域部活動(ジュニアクラブ)の支援組織 or 地域部活動の支援目的ではないが中学生世代の保護者組織 【多】 教育委員会がクラブ育成会の運営管理・指導 【羽】 教育委員会が制度設計し、なごみSCに運営委託 【付】 各クラブの指導者・保護者に任せている つけちSC設立で、部活動育成会がクラブ育成会に変わった 【萩】 各クラブの指導者・保護者に任せている 部活動保護者会はある 中学校に運営管理 育成会に改名を クラブ育成会の代表者は、保護者ではなくクラブが選任した者(指導者など) となる

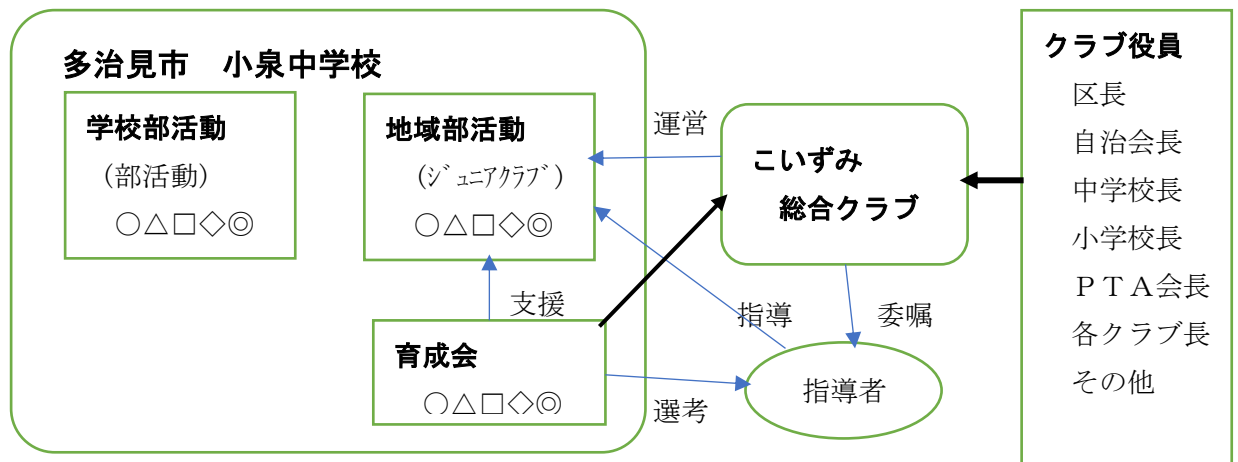
<p>指導者</p>	<p>部活動問題を話し合う時に、最も表現が統一されていない課題として、指導者(運動部活動の指導に関わる人)の表現や呼称がある。中学校職員以外の指導者は、「社会人コーチ」「コーチ」などと呼ばれている例が多い。</p> <p>平成31年3月作成「岐阜県中学校部活動指針」を参照して、指導者の分類を明確にし、指導者の表現・呼称を統一する。</p> <p>①顧問：中学校教職員 or 部活動指導員</p> <p>②部活動指導員</p> <p>学校教育法施行規則第78条の2に規定する、校長の任命を受け、部活動の技術指導や大会の引率等を単独で行うことができる非常勤職員</p> <p>③外部指導者</p> <p>当該校の教職員・部活動指導員以外で、その運動部活動の支援をするために、市町村、若しくは校長が委嘱している指導者</p> <p>④社会人指導者</p> <p>顧問及び外部指導者(市町村、若しくは校長が委嘱)以外で、保護会等が委嘱している指導者</p> <p>※協力者</p> <p>部活動指針には記載がないが、保護者などで指導をサポートする人を総括して表現することとする</p> <p>ジュニアクラブ(地域部活動)における指導者の呼称は、各地域で違いがあるが、萩原SC【萩】では、次の表現となっている。</p> <p>①スクール指導者</p> <p>②サポート指導者</p> <p>両方の総称としてクラブ指導者</p> <p>サークル(クラブ会員構成チーム)の代表者は、クラブ指導者から選任</p> <p>※指導者を分類したときの用語を岐阜県内で統一する必要がある</p> <p>社会人コーチや社会人指導者は、地域の指導者全般を指す用語であり、萩原SCでは部活動関連文書では、原則使用を控えるように提案する</p>
<p>傷害・障害対応</p>	<p>地域部活動を実施するときに明確にすべき課題となる</p> <p>傷害補償：生徒や指導者の怪我、疾病に関する補償</p> <p>障害補償：過失による物損事故に関する補償</p> <p>中学部活動は、中学校にて保険加入</p> <p>対象者 顧問、部活動指導員、外部指導者</p> <p>地域部活動は、各地域のクラブで保険加入</p> <p>対象者 クラブ指導者(各クラブにて設定)</p> <p>総合型クラブのほとんどが、保険加入を必須としている</p> <p>【羽】【萩】スポーツ安全保険に加入</p>

<p>学校部活動経費</p>	<p>中学部活動は中学校の事業であり、基本的には中学校予算で支出される 若干の部費(受益者負担)の徴収もある ※中学校が現在支出している経費 下呂市の場合 ①外部指導者謝礼、傷害保険料 1部活動1名分 ②備品・用品・消耗品購入 ③育成補助金 市より 部員1人2,500円 ④遠征補助金 市より 中体連+2回 輸送費・宿泊費など ○公共施設使用料は全額免除 ○事務局業務は職員(教員)</p> <p>中学校部活動が学校部活動と地域部活動に区分されることで、部活動予算も、「学校」と「地域」の2つに区分することが合理的と思う その中で、今後、地域部活動に支出される予算については、ジュニアクラブの活動資金として地域部活動を運営する地域クラブに支給(助成金、委託金など)される予算化が望まれる。</p>
<p>地域部活動経費</p>	<p>地域部活動は総合型クラブの事業であり、総合型クラブ予算で支出される ※萩原SCが現在支出している経費【萩】 ①施設使用料 学校開放施設、社会体育施設など 総合型クラブは半額減免 ②クラブ指導者謝礼 交通費の実費弁償(1回200~300円)程度 スポーツ安全保険はクラブ負担 ③備品・用品・消耗品購入 共有物はクラブ負担 ④事務局業務 クラブ職員が担当 ⑤活動助成金 ジュニアクラブが開催するイベントにクラブ助成 ○ジュニアクラブの活動費は、受益者負担</p> <p>総合型クラブの部活動に関わる経費は各市町で違いがあるため事例として参考にするには、その違いを理解し、効果のある事項を選択する必要がある。</p> <p>【付】施設使用料は中学生無料 【付】学校部活動の備品・用品・消耗品を使用 【多】事務局業務は市 指導者謝礼 【多】1回1,000円程度 各ジュニアクラブで決定 【羽】1回1,000円 【付】無償 指導回数にて各ジュニアクラブに助成金 【萩】指導回数により3,000、6,000、10,000円実費弁償</p> <p>また、地域部活動に関わる経費について関係者の認識を高める必要もある。 施設使用料は、料金体系や減免処置などにより大きな違いがあるが、これらの規則・制度は総合型クラブの自主自立に大きく関わることなので、それを踏まえて行政と交渉・協議を行う。</p>

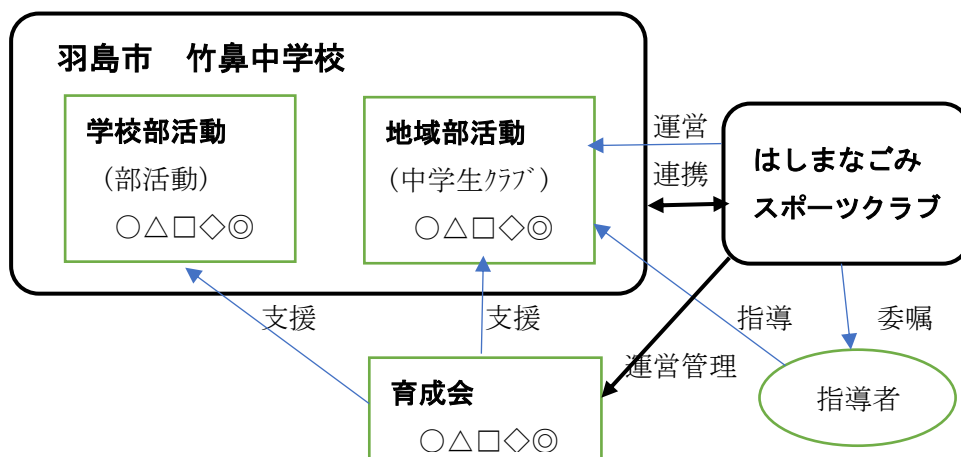
	働き方改革で提案されている指導者謝礼は、その財源を用意するクラブ側の立場からの提案を先行することにする。下呂市においては、労働の対価としての指導者謝礼だけではないことを共通認識とできると思う。
--	--

2. 3 実践研究Ⅱの成果

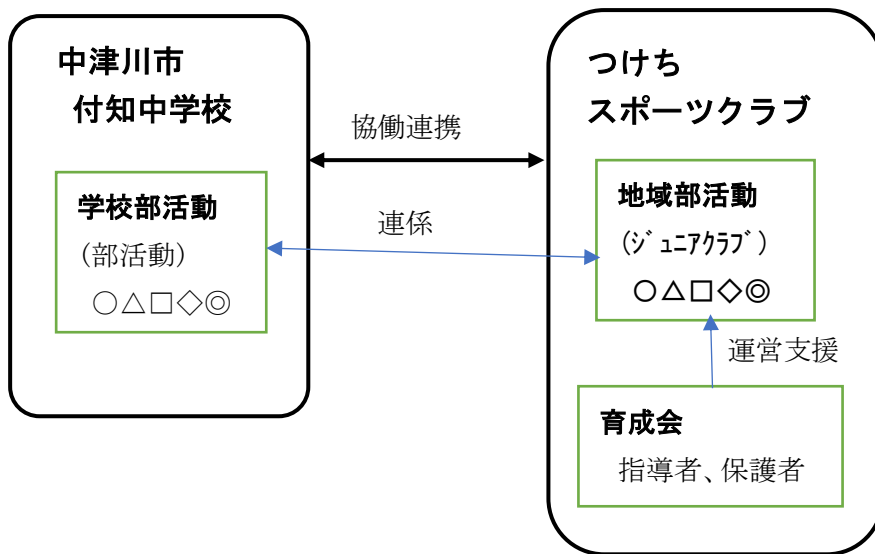
事例とした総合型クラブにおける地域部活動の位置付けは次のようになると思います。



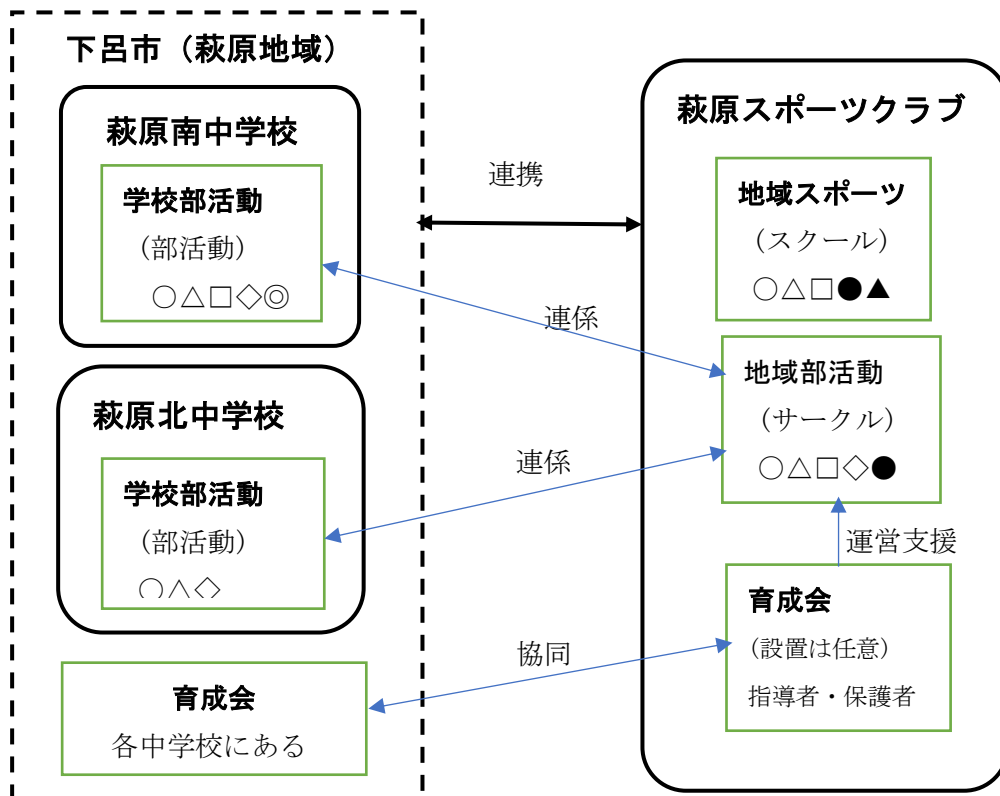
制度設計は多治見市教育委員会が行い、運営管理も行っている (H15～現在まで)
 ジュニアクラブ及び育成会は、多治見市内の全中学校にて中学校単位で運用されている
 ジュニアクラブは地域団体の管理下の事業ではあるが、実態は学校部活動を補助する活動となっている。



制度設計は教育委員会学校教育課と中学校にて行った (R2～)
 はしまなごみS Cは、地域部活動の業務委託のような形で連携している
 育成会は、はしまなごみS C管理下の組織であるが、学校部活動の支援も行っている



中学校と地域(保護者・指導者など)が協同で部活動連携を主目的とする総合型クラブを上げた
 中学校単位での部活動の地域移行としては、成功事例であり参考になる
 指導者謝金が指導者の技量や資質の向上に必要なものと捉えた場合、課題が残る



子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象に、スポーツ機会の提供を目的にクラブを設立
 サークルはクラブ会員で構成するチームを原則とするが、学校単位でのサークルも許可
 指導者もクラブ会員登録し、対価としての謝礼はしていない

図表にまとめた4つの事例は、各々手法に違いはありますが、運動部活動地域連携の機能を有していると評価できます。これらの地域では、既に地域部活動は開始されていると言えます。但し、多くの課題もそれぞれに抱えており、今後は随時改善を図っていく必要があります。

各事例の分析結果を評価し、部活動連携推進事業の参考情報として活用しようと思います。

(参考事項を下線表示します)

多治見市 ジュニアスポーツ活動

○総合型クラブ(地域)との連携ではなく保護者クラブ(家庭)との連携による地域部活動である

・総合型クラブと保護者クラブの違いから萩原SCでは活用は難しいと思う

①地域連携の説明(保護者クラブとの相違)のための事例として利用

○市教育委員会がジュニアクラブ(地域部活動に相当)の管理を主導している

制度設計管理は文化スポーツ課、運営管理は教育推進課が担当し協力して業務している

・行政内の協力体制(学校教育と社会体育)は、下呂市でも参考にすべきと思う

②行政、中学校の関連部署と萩原SCの合同会議の設置など

羽島市 はしまなごみスポーツクラブ

○地域部活動推進を目的とした先行事例であり、参考にすべき事項が多々ある

しかし、事業全体を萩原SCにて流用することは難しいと思う

③クラブ管理下に育成会(保護者組織)を設置する

④ジュニアクラブ毎で規約を作成し情報の共有化を図る

⑤規約条文に会員の除名及び退会勧告を設ける

○事業推進は市教育委員会が主導して行い、教員から担当責任者が選任されている

⑥中学校が主体の部活動改善委員会を設置し学校関係者で協議した年7回会議

○はしまなごみSCとの連携状況を注視することが必要となる

現状は、保護者クラブの運用改善策を実施していると感じる

⑦総合型クラブの自主自立につながるか 市・受益者・クラブの経費負担

中津川市 認定NPO法人つけちスポーツクラブ

○萩原SCにおいて地域部活動連携施策として参考にすべき活動形態と思う

但し、学校単位ではないため改良すべき項目は多々ある

⑧指導者制度は萩原SCと同様であり、現在改変中とのことなので注目したい

⑨個々の部活動とジュニアクラブの関係を詳しく調査する必要がある

○中津川市と下呂市の行政施策の比較から提案事項が考えられる

⑩施設使用料の減免処置、部活動の備品・消耗品の調達など

多治見・羽島・中津川の3つの事例と、萩原S Cの現状を踏まえ、地域部活動推進のための施策として参考にすべき項目を下記します。

NPO法人萩原スポーツクラブ	具体的な検討施策
①ジュニアスポーツ育成会議(仮称)を設置し、部活動連携もそこで協議する	<ul style="list-style-type: none"> ・行政(学校教育課・市民活動推進課)、関係中学校と萩原S Cが参加の合同会議
②萩原S Cの管理下に育成会を設置する	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ある中学校管理下の育成会は原則廃止 (あて役で構成される組織ではない) ・各中学校で必要であれば必要な機能を持つ組織を別途設置
③各サークル(ジュニアクラブ育成会)にて規約を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は基本的にはクラブ指導者から選任し、育成会の運営管理者となる
④各サークルで指導者会議を開催する	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問、クラブ指導者の会議 (クラブ指導者から外部指導者を選任)
⑤萩原S Cから部活動の目的や指導方法などについて中学校に説明を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動方針の確認と中学校内の意思統一を求める
⑥下呂市における部活動支援について確認及び提案・要望などを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の減免処置や料金体系の改正 ・部活動の備品・用品・消耗品などの調達 ・現在ある指導者助成、活動費助成など

実践研究の成果から今後の地域部活動推進事業にて行う作業項目について記述します。

①中学校内にて部活動の目的や指導方針などを明確化する	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校内での共通認識と意思統一を形成
②中学校の連携相手である萩原S Cに向けて、部活動方針について説明し共通認識とする	
③萩原S Cの方針を中学校に説明し、連携相手(学校と地域)相互の意思疎通を図る	
④すべての指導者に向けて指導者研修を行う (顧問・外部指導者・クラブ指導者)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の目的や指導方針、指導者の役割など
⑤中学生、保護者に向けて講習を行い事業に対して共感を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの育成、部活動の目的・指導方針など

地域部活動推進事業では、中学校運動部活動の改革をめざします。

現状の部活動を基本とし運用改善策を検討・実行する手法は取らないで作業を進めます。

総合型地域スポーツクラブについての理解を高めいただくために、事例調査した各クラブにおける部活動連携への取組について、総合型クラブの事業形態別に分類して次頁に表記します。

【事業形態別分類】

<p>保護者クラブ 多治見市</p> <ul style="list-style-type: none">・分類：総合型クラブではなく、保護者クラブの取り組み事例である 保護者クラブ：部活動を支援・補助することを目的に、学校と家庭(保護者)が関係・部活動連携に取り組む総合型クラブが存在しない市町村は選択肢の一つではある・総合型クラブへの移行が望まれる（総合型クラブ側からの視点） こいずみ総合クラブは、総合型クラブへの移行過程にあるクラブと思う
<p>はしまなごみスポーツクラブ 羽島市</p> <ul style="list-style-type: none">・分類：行政支援型 自主自立のために行政支援を必要とするクラブ・部活動連携は、行政が主導で企画・設計し、クラブは実行を請負う形式となる 岐阜県内の現状は、この分類の総合型クラブが多数であり参考とすべき・総合型クラブ育成に対する行政の関わり方を改善することが必要である 設立したが育成を怠っている市町村が多過ぎる 行政内の関係・協力体制が必要 学校教育担当・社会体育担当
<p>認定NPO法人つけちスポーツクラブ 中津川市</p> <ul style="list-style-type: none">・分類：コミュニティビジネス型 地域に根差したもう一つの公共 自主運営を確立している付知町地域のクラブ・学校単位の地域部活動を実行している成功事例と評価でき、他でも参考とすべき 市の制度により助成となる経費がある（行政により制度が違うため留意する） 指導者の位置付けや処遇についてなどの検討課題がある
<p>NPO法人萩原スポーツクラブ 下呂市</p> <ul style="list-style-type: none">・分類：コミュニティビジネス型 地域に根差したもう一つの公共 自主運営を確立している萩原町地域のクラブ・地域単位の地域部活動をめざして、クラブ主導で企画・設計を行っている クラブ設立時から複数中学校を対象に活動している 現状をベースに地域部活動推進事業を検討中
<p>NPO法人NPO総合体操クラブ 安八町 岐阜県地域運動部活動推進事業の委託先</p> <ul style="list-style-type: none">・分類：ソーシャルビジネス型 新しい公共 主となるスポーツに特化した非営利組織のクラブ・NPO法人の事業として、部活動連携事業(地域部活動の実行)をクラブから提案 非営利団体の特長やネットワークを活用して、行政や受益者の負担の軽減を図る提案

連携とは「目的を同じくする者同士が協力すること」です。学校と地域の連携における地域は、総合型クラブとなります。総合型クラブに対する社会の認知が乏しい現状があります。特に今回は中学校や行政担当者に総合型クラブの理解を高めてもらう必要があります。

総合型クラブは、上記のように様々な事業形態のクラブがあることを、中学校には基礎知識として理解していただきたいと思います。中学校には人事異動がありますが、連携する総合型クラブの事業方針や形態が、異動前と後の中学校とは違っているのが普通です。

地域(総合型クラブ)の事業形態は、地域毎で違うことの共通認識が重要であることを実践研究の成果の一つとして報告します。

3. 中学生のスポーツ育成

3. 1 地域スポーツについて

主要テーマは、中学校運動活動改革です。「改革」を実現するために、現在実施されている運動部活動を原点から見つめ直すことから始めることを提案します。

萩原 S C が目的とする活動は、小中学生のスポーツ育成であり、地域スポーツの振興です。

運動部活動にて行っているものはスポーツです。そこで、スポーツについて再確認したいと思いません。

参考資料として、「日本体育協会スポーツ推進方策 2018」を引用します。日本体育協会(現日本スポーツ協会)が平成 30 年 1 月に発表した資料です。

資料の中身を抜粋して貼付します。

2. 日本体育協会が推進する「スポーツ」とは

(1) 本会が推進する「スポーツ」の定義

現代社会におけるスポーツは極めて多様な営みであり、一定の定義を導くことは難しい。しかし、現在では、スポーツを広義に捉えれば、競技として行うものだけでなく、健康維持のための体操や運動、古来、人々に親しまれてきた武道等の伝統的なスポーツ、さらには、新たなルールやスタイルで行うスポーツ等も含め、体育や身体活動の概念を包摂しているものと考えられるようになった。過去から現在にかけて様々な社会変化があり、スポーツ自体も社会や人々の欲求に応じて変化を続けてきた。それでも今日までスポーツが継承されてきたのは、スポーツは、人間が運動を自らの楽しみとして求めることによって成立するものであり、その文化的特性が古今東西の人類に共通したものであるからと言える。

以上のことからスポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である」と捉えることができる。

2018 年 4 月、本会は、日本体育協会から日本スポーツ協会に名称を変更する。社会のスポーツへの関心や期待がますます高まっていく中で、本会が我が国、スポーツの統一組織として、多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を後世に継承していくには、「日本スポーツ協会」という名称に変更することがよりふさわしいと考えたからである。

今後、スポーツ愛好者はもとより、スポーツ未実施層への働きかけも含め、「スポーツ」を一層推進するためには、「体育」の意義や教育的価値の重要性を尊重しつつも、人々が求める「スポーツ」像を的確に捉えると同時に、「楽しい」「面白い」というスポーツの本質に目を向けた施策を推進する必要がある。

(2) 本会が考えるスポーツの価値

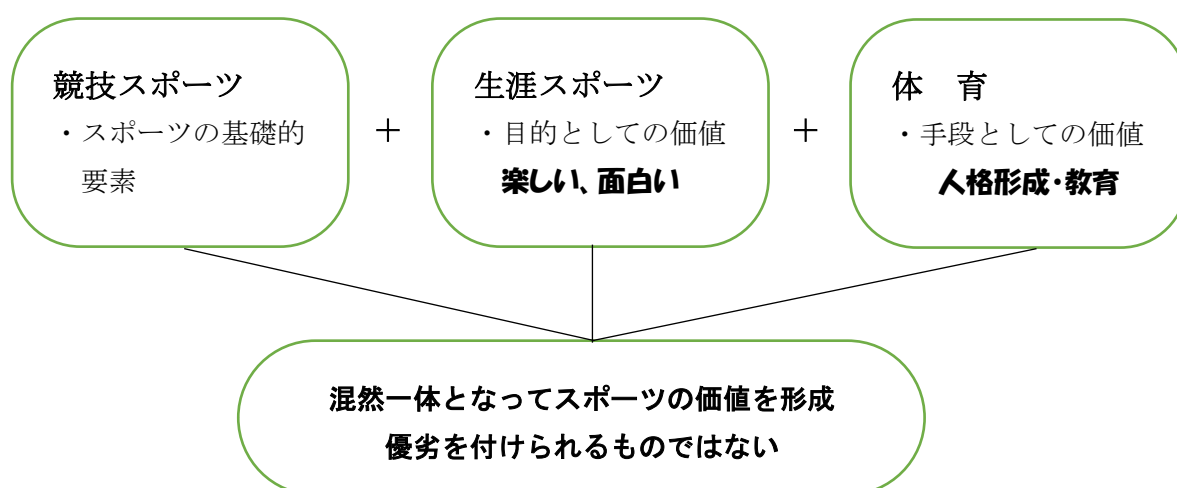
一般的にスポーツの価値は、スポーツそれ自体に関わることで得ることができる「楽しい」「面白い」という価値（目的としての価値）と「人格形成・教育のため」「健康づくり・ストレス解消のため」といった価値（手段としての価値）で語られることが多い。しかし、実際のスポーツ活動においては、それらを明確に区分することは難しく、優劣を付けられるものでもない。それぞれが相互に影響し、混然一体となってスポーツの価値を形成していると考えられている。

本会は、スポーツ宣言日本の中で「スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」と謳っている。言い換えれば、「楽しい」「面白い」という人々の喜びをスポーツの中核的価値と考え、目的としての価値を尊重することで、手段としての価値が創出されると捉えている。現代人の多くは手段としての価値を求めてスポーツを始めるかもしれない。本会としては、手段としての価値に意義を見出しスポーツを始めたとしても、そうした理由や目的が、「スポーツ固有の楽しさや喜びの体験」という目的としての価値の享受へと変容していくことが、スポーツを長期的に継続するためには極めて重要であると考えている。

本会は、スポーツの価値を形成する主体はあくまでも、スポーツの楽しさや喜びを自発的に求めていく人間自身であるとの立場から、誰もが生涯にわたって豊かなスポーツ文化を享受できるようスポーツの価値を幅広く捉え、施策を実行していく必要がある。

スポーツの定義やスポーツの価値を元に、運動部活動を分析すると、次のようなイメージにまとまります。

スポーツの定義で運動部活動をイメージすると、部活動は3つの価値にて形成される



- 体育 : 主に学校部活動
競技スポーツ : 主に地域部活動
生涯スポーツ : スポーツ育成(総合型クラブの主目的)

3. 2 中学校運動部活動について

中学校運動部活動は、すべての人が経験していますが、部活動に対するイメージや理解は統一したものではありません。部活動を経験した年代により部活動制度が違っていた場合があります。地域により運営が違う場合もあります。中学校の方針や顧問の指導方針による違いもあります。

部活動問題の発生要因の一つに、部活動に対しての関係者(顧問・保護者・指導者など)相互の認識の不一致や理解不足があると考えます。そして、その原因は、中学校における部活動は、学習指導要領の改訂により何度も制度変更されており、その時々を経験が関係者の部活動に対する認識となっていることにあります。

部活動の遍歴について正しく説明することは部活動研究者にお願いしなければ難しいと思います。これについては、部活動推進事業の研修項目として、講師を招聘して講演会などを行う予定です。

これまでの部活動の遍歴や現状を踏まえて、これからの中学校運動部活動について考えます。過去や現在の部活動の改善策ではなく、新たに再構築する形での提案をさせていただきます。

中学校部活動改革を「中学生世代のスポーツ育成策の改善」と捉え、先に記述したスポーツの価値による分類を元に、それぞれの活動を検討することにします。

1. 学校部活動 手段としての価値の実行

- ・ 人格形成・教育のためにスポーツを活用する
先生や大人との関係、上級生・下級生との関係、生徒指導、しつけ、etc
- ・ 平日学業時間内に実施する
教育課程中の特別活動で、中学校管理下での活動
教員(顧問)が指導、部活動指導員や外部指導者の活用もあり得る
- ・ 生徒は任意加入であるが、下呂市は全員加入を原則としている
教育的効果が目標であるため自発的ではない参加も起こり得る
- ・ 育成会の必要性は無くなる
育成会は地域部活動にて必要な組織となる

下呂市中学校部活動の方針 下呂市教育委員会資料から抜粋

(1) 部活動の意義・目的と学校教育における位置づけ

中学校における部活動は、生徒の個性や能力を伸長し、生涯にわたってスポーツや文化、芸術に親しんだり、追求したりする能力を高め、あわせて体力の向上や健康の増進を一層図るものである。また、学年や学級の枠を超えた人間関係の中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等の社会性を高めることを目的とするものであり、重要な学校教育の一貫として位置付ける。

学校部活動の活動内容や運営施策は中学校にて協議し決定します。

2. 地域部活動 スポーツの基礎的要素(競技スポーツ)

- ・学校部活動の目的を踏まえた上で、競い合うスポーツ本来の目的の実行
萩原SCに入会し、中学生サークル(ジュニアクラブ)に登録する
- ・1種目に1ジュニアクラブを原則とする
複数の中学校の生徒の登録があるが、学校単位の組織化はしない
- ・夜間、休日(学業時間外)に活動する
萩原SCの管理下での活動(休日に部活動として実施する場合は学校管理下の活動)
クラブ指導者が運営・指導する
教員(顧問)もクラブ指導者登録して運営・指導に携わることはできる(推奨する)
- ・生徒は任意加入
複数のクラブへの登録や、学校部活動とは違う種目のクラブへの登録も可能
- ・各ジュニアクラブにて育成会を組織する
各ジュニアクラブにて規約を作成
育成会の代表者は、クラブ指導者から選出(保護者のあて役とはしない)

地域部活動の活動内容や運営施策は萩原SCにて協議し決定します。

中学校が求めている部活動は、「1. 学校部活動」と「2. 地域部活動」となります。

中学校は学校部活動を担当し、萩原SC(地域)は地域部活動を担当します。

萩原SCは、「下呂市中学校部活動の方針」など中学校の方針に準じた活動も行いますが、部活動支援だけを目的としている訳ではありません。

萩原SCは、部活動にはない目的(総合型クラブの目的)でのスポーツ活動も行っています。

3. 生涯スポーツ 目的としての価値

- ・総合型クラブは多様性のあるスポーツ活動を目的とする
多種目 複数のスポーツをする
多世代 子どもから高齢者まですべての人がスポーツを楽しむ
多志向 楽しみ志向の人も競技志向の人も 個々人の要望に対応
- ・萩原SCは、1年を通して定期的に活動できる機会を提供する
会員は全ての活動に無料で自由に参加できる(誰でも会員登録できる)

いつでも、誰でも、いつまでも色々なスポーツを続ける人の育成をめざします。

中学校運動部活動改革は、最初の具体策として「休日の部活動の段階的な地域移行」を目標にして協議・実行を進めています。しかし、萩原SCがめざす目的は、地域スポーツ文化の発展・普及です。その中で中学生世代の育成として、3つスポーツの価値を実現するための施策を考え実行することになります。現在、萩原SCが行っている事業をベースにして、実践研究で得た成果を活用して、中学校と地域の連携による部活動改革案の作成を行います。

4. 中学校運動部活動改革

中学校運動部活動改革は、次の2つに大別して施策を考えます。

- ①部活動の運用改善策 中学校内部で協議し改善案を作成する
- ②地域連携による改革 地域（萩原SC）と協働連携して改革を推進する

この2つの施策の進め方についての提案を下記します。

4. 1部活動の運用改善策

部活動は中学校の活動であり、部活動で発生する問題は、最初に中学校内で解決を図ることが求められます。中学校内の当事者は、教職員と保護者(生徒)です。関係者として、教育委員会、部活動指導員、外部指導者などとなります。これらの構成員にて、部活動問題の解決に向けて協議することになります。

ここで協議される内容は、部活動の制度・規則の改正などの部活動改革ではありません。現在の制度・規則の基での部活動の運用改善策を中学校毎で協議することと考えます。

地域部活動推進事業は、地域との連携を前提条件としています。中学校内の協議に地域(総合型クラブ)は参加しません。そこで、運用改善策の協議において、地域(総合型クラブ)から確認や要望したい項目について下記します。

【運用改善策作成に向けた要点】

①中学校部活動（学校部活動＋地域部活動）の目的を明確にする ・部活動の目的について教職員相互が共通認識して、意思統一した指導を行う
②学校部活動で実行する活動内容を明確にする ・現状分析 活動日・活動時間・活動内容・指導者・指導内容など ・改善案 地域部活動があることを想定したときの活動内容
③地域部活動に委ねる活動を明確にすると共に、地域への要望・確認事項を整理する ・学校部活動にてできること、できないこと ・地域へ要望すること 例)顧問の指導参加や指導者謝礼など
④保護者に向けて地域部活動の説明を中学校が実施する ・すべての保護者を対象に実施（現在は育成会長会経由）
⑤指導者の役割について明確にする ・顧問、外部指導者の共通理解、意思統一

地域連携を推進するために、その前準備として中学校内の合意形成を行うことは必要条件となります。

①～⑤の運営改善策の協議は、中学校にて実施する作業となりますが、この結果がまとまっていないと次の作業ができないので早急な作業開始をお願いすることになります。

【行政の支援策(下呂市への要望)】

①地域部活動を担当する総合型クラブに向けた支援

- ・ 体育施設使用料 部活動は全額免除となっている 総合型クラブは半額減免
地域部活動も部活動と同様の全額免除に規約変更を R4. 4. 1～
萩原SC、しらさぎSCの自立支援 及び 地域部活動の認知度向上

②現在の部活動の支援の見直し変更

- ・ 外部指導者謝礼・傷害保険料、育成補助金、遠征補助金など中学校が支出している経費
これらの経費のほとんどが地域部活動関連の支出 ⇒ 総合型クラブへの振替が妥当

③地域部活動の開始に伴う新規支援

- ・ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では教員の兼職兼業の許可＝指導者謝金ありが前提
雇用主となる総合型クラブの事情が考慮されているのか？

地域部活動推進は、総合型クラブの自立、育成支援の効果も期待できます。そのためには、行政の支援体制の強化が必要となります。下呂市においては、学校教育課(学校教育)と市民活動推進課(社会教育)の協力が必要です。中学校と総合型クラブと行政(2部署)の4者の連携体制の構築をめざします。

地域部活動推進事業にて、講習会の開催を企画しています。

部活動に関する基礎知識や諸問題についての講演を行います。中学校内にて部活動改革についての協議に必要な情報の取得や、質問・相談の機会を設けます。

- ・ 講師 : 神谷拓氏 関西大学人間健康学部教授
- ・ 参加者 : 萩原南中学校教員 その他関係者を選抜

部活動改善策を考えるためのヒントやアイデアを吸収する講習会とします。

下呂市北部地域の拠点校である萩原南中学校における学校部活動及び地域部活動の活動目的や活動方針などを協議して、中学校にて資料にまとめることとなります。

この資料は、現在の「下呂市中学校部活動の方針」を大幅に変更・改正する形で、萩原南中学校にてまとめていただくこととなります。

4. 2 地域連携による改革

萩原S Cは、次の2つの活動を行います。

- ①サークル 地域部活動の目的を踏まえた競技スポーツ
- ②スクール いつでも誰でも自由に参加できる生涯スポーツ

地域の小中学生のスポーツ育成を主目的として、その中に地域部活動も包括されています。この2つの活動は、萩原S Cが現在実行している活動です。この活動をベースに改善策を考えることとなります。

改善策の一つとして、指導者の知識や資質の向上を目的とする講習会を企画します。

- ・講師 : 高橋正紀教授(岐阜協立大学経営学部スポーツ経営学科)
- ・参加者 : 顧問、クラブ指導者 その他関係者を選抜

あとがき

令和3年度の事業計画書に基づいて一部の作業を行い、本書「地域部活動推進事業概要設計書」を作成しました。実践研究の中間報告に相当する内容になっています。

概要設計書を基に、「令和3年度地域部活動推進事業説明書」を作成します。学校関係者に向けて、地域部活動推進事業を実行について説明するための資料です。部活動改革には、中学校にて実行する作業と萩原S Cで行う作業があります。資料は、中学校にて実施していただく行う作業を中心に作成します。中学校には、「下呂市中学校部活動の方針」の改正についても依頼することとしています。

令和4年度以降の推進事業は、令和3年度の実践結果を踏まえて計画・実行することになります。